

## 『ジェンダー法学入門〔第3版〕』第5刷〔補遺〕

(2023年10月)

第5刷では、2022年民法改正と2023年刑法改正について、第3版の叙述をベースに修正を加えている。民法改正については、改正内容が広範囲にわたることから補遺を作成した。本文中に補遺とある箇所については、下記を参照していただきたい。

### ●生殖補助医療と生殖補助医療法 →142頁、188頁

本文189頁で触れたように、2020年、日本でもようやく生殖補助医療に関する法規制が誕生した。「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」(いわゆる、生殖補助医療法)である。この法では、民法の特例法として、生殖補助医療により出生した子の親子関係について、①女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とする(9条)、②妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、民法774条の規定にかかわらず、その子が嫡出であることを否認することができない(10条)、という内容が定められている。この内容は、これまでの判例を踏襲するものである。

なお、本来法規制が求められるべき生殖補助医療の実施に関するルールについては、この法の成立から概ね2年を目途として検討される予定だったが、国内の議論は難航している。

## ●嫡出推定制度の改正 →164頁、186頁、188頁

民法に定められる嫡出推定制度は、2022年12月に改正された。主な改正ポイントは、以下のとおりである。なお、再婚禁止期間（民法733条）については、この法改正に伴い、廃止されることとなった。改正法は、2024年4月1日より施行される。

無戸籍問題への対応 (嫡出推定の範囲に 関する例外)	婚姻の解消等の日から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定する。
再婚禁止期間	嫡出推定期間に関する改正により、廃止。
嫡出否認権者	夫のみから、子および母にも否認権者を拡大する。 再婚後の夫の子と推定される子については、母の前夫にも否認権を認める。
嫡出否認の訴えの出 訴期間	1年から3年に伸長。 父が提起する場合：父が子の出生を知った時から3年 子・母が提起する場合：子の出生の時から3年 前夫が提起する場合：前夫が子の出生を知った時から3年

※上記のように、改正民法では、再婚している場合、離婚から300日以内に生まれた子どもでも現在の夫の子と推定することとなった。これにより、無戸籍問題の一部を解消できるが、離婚後300日以内に出産した女性が法律上の婚姻（つまり再婚）をしていない場合は、引き続き、前夫の子との推定が働く。

## ●「DV防止法」の改正 →202頁

DV防止法は、2023年、更なる改正が行われた（2024年4月1日施行）。主なポイントは、①保護命令の対象に「精神的DV」が追加されたこと、②接近禁止命令の期間を6か月から1年にしたこと、③保護命令違反の罰則を「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」に引き上げたこと、である。